

中小企業を応援します!!!



ユースエール ご存じですか?



ユースエール認定制度とは・・・

若者の採用・育成に積極的で、雇用管理の状況などが優良な
中小企業を厚生労働大臣が認定する制度です。

認定企業の情報発信を後押しすることなどにより、企業が求める
人材の円滑な採用を支援し、若者とのマッチング向上を図ります。

休日が取りやすい!

有休休暇の年平均の
取得日数が

10日以上!

または、
年平均の取得率

70%以上!

残業が少ない!

月平均の
所定外労働時間

20時間以下!

かつ、月平均の
法定時間外労働

60時間以上の

正社員 **0人!**

若者で辞める人が
少ない!

新卒者などの
離職率が

20%以下!

若者の未来を
応援しよう!!

若者雇用促進総合サイト

検索



ユースエール認定企業 対象チェックシート

認定申請時点において、以下の認定基準を満たす中小企業（常時雇用する労働者が**300人**以下の事業主）であれば、認定申請ができます。

チェック欄

1	<p>学卒求人※1など、若者対象の正社員※2の求人申込みまたは募集を行っていること</p> <p>※1 少なくとも卒業後3年以内の既卒者が応募可であることが必要です。</p> <p>※2 正社員とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者(役員を除く)に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいいます。</p> <p>学卒求人または、35歳未満の若者であることを条件とした求人の申し込み等をしていることが必要です。</p>	<input type="checkbox"/>
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること	<input type="checkbox"/>
3	<p>右の要件をすべて満たしていること</p> <p>※事業年度とは、企業の事業年度（決算期）を指す</p>	<input type="checkbox"/>
	<p>・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること</p> <p>・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下</p> <p>□新卒者等の離職率：$\% \leq 20\%$</p> <p>[](離職した新卒者数) ÷ [](採用した新卒者等) × 100</p> <p>※ただし採用者数が3人又は4人の場合は離職者数が1人以下</p>	<input type="checkbox"/>
	<p>・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が1人もいないこと</p> <p>□正社員の月平均所定外労働時間：時間 ≤ 20時間</p> <p>[](所定外労働時間計) ÷ [](各月1日在籍正社員延べ人数)</p>	<input type="checkbox"/>
	<p>・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上</p> <p>□正社員の有給休暇の年平均取得率：$\% \geq 70\%$</p> <p>[](有給休暇取得日数の合計) ÷ [](有給休暇付与日数の合計)</p> <p>又は□正社員の年平均取得日数：日 ≥ 10日</p> <p>※有給休暇に準ずる休暇として、企業の就業規則等に規定する、有給である、毎年全員に付与する、という3つの条件を満たす休暇について、労働者1人あたり5日を上限として加算することができます。</p>	<input type="checkbox"/>
4	<p>右の青少年雇用情報について公表していること</p> <p>※自社HPによる公表、高校・大卒等求人等の公開等</p>	<input type="checkbox"/>
	<p>・直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、平均継続勤務年数</p> <p>・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定等の制度の有無とその内容</p>	<input type="checkbox"/>
	<p>・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数（男女別）、役員・管理職の女性割合</p>	<input type="checkbox"/>
5	過去3年間にユースエール認定企業の取消を受けていないこと	<input type="checkbox"/>
6	過去3年間にユースエール認定基準を満たさなくなったことよって認定を辞退していないこと	<input type="checkbox"/>
7	過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと	<input type="checkbox"/>
8	過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと	<input type="checkbox"/>
9	暴力団関係事業主でないこと	<input type="checkbox"/>
10	風俗営業等関係事業主でないこと	<input type="checkbox"/>
11	各種助成金の不支給措置を受けていないこと	<input type="checkbox"/>
12	重大な労働関係等法令違反を行っていないこと	<input type="checkbox"/>

【ユースエール認定に関するお問い合わせ先】

神奈川県労働局 職業安定課 若年対策係

MAIL: 【gakusotsujakunen-kanagawakyoku.7u3@mhlw.go.jp】

※ 件名に「ユースエール問い合わせの件」とご記入下さい

TEL: 045-650-2800 ユースエール担当

申請の際は、必ず事前にお電話にてご連絡下さい